

特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86条。以下「条例」という。）第13条第1項及び第2項の規定による関係市町村の長等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 特定施設の名称、新設にかかる土地の所在地及び設置者

名 称 （仮称）新潟駅部高架下開発
所在地 新潟市中央区花園一丁目185外48筆
設置者 東日本旅客鉄道株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 条例第8条第1項の規定による新設の届出
公告日 令和3年1月15日

3 意見の概要

- (1) 新潟市長の意見の概要
意見なし
- (2) 長岡市長の意見の概要
意見なし
- (3) 三条市長の意見の概要
意見なし
- (4) 新発田市長の意見の概要
意見なし
- (5) 加茂市長の意見の概要
意見なし
- (6) 燕市長の意見の概要
意見なし
- (7) 五泉市長の意見の概要
意見なし
- (8) 阿賀野市長の意見の概要
意見なし
- (9) 聖籠町長の意見の概要
意見なし
- (10) 弥彦村長の意見の概要
意見なし
- (11) 田上町長の意見の概要
意見なし
- (12) 関係市町村の住民等の意見の概要
意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部産業支援課、三条市経済部商工課、新発田市商工振興課、加茂市商工観光課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市商工観光課、聖籠町産業観光課、弥彦村観光商工課及び田上町産業振興課でも閲覧可能）

5 縦覧期間

令和3年4月27日から令和3年5月27日まで